



Contents

法改正

「知的財産推進計画2022」について

審決取消

出願当時の技術常識や周知技術を踏まえ容易想到性判断に誤りがあるとして審決が取り消された事例

知財高裁(2部)令和4年5月11日判決〔図柄表示媒体事件〕

商標

役務の質のみを表示する商標該当性

知財高裁(1部)令和4年5月19日判決〔Scrum Master事件〕

著作権

住宅地図の著作物性

東京地裁(29部)令和4年5月27日判決〔ゼンリン住宅地図事件〕

執筆情報のご案内

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

法改正

「知的財産推進計画2022」について



平野 恵稔

PROFILEはこちら

1 知的財産推進計画

日本経済は、90年代まで世界のトップを走っていましたが、その後、「失われた10年」と言われる停滞期を迎えました。そのような中、先進国の経済成長において、技術革新・イノベーションが果たす役割の重要性が増していることが認識され、「知財立国」を目指して、2002年(平成14年)12月に知的財産基本法が制定されました。同法では、「知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部を置く」こととしています(24条)。そして、知的財産戦略本部は、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を作成しています(23条)。これが、「知的財産推進計画」です。2003年(平成15年)に最初の計画がまとめられ毎年改訂されてきています。

今年も「知的財産推進計画2022」(以下「本計画」といいます)が6月3日に閣議決定されています。本計画を知ることによって、今後の日本の知的財産のあり方の方向性を知ることができますので、本稿でその概要をご紹介しますこととします。

2 知的財産推進計画2022

本計画では、知財戦略の重点8施策を次のとおり定めています。

(1) スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

本計画で重要なポイントだと思いますので、次項で詳しく説明します。

(2) 知財・無形資産の投資・活用促進メカニズムの強化

・ 企業の開示・ガバナンス強化と投資家の役割の明確化

日本においては、知財・無形資産に対する投資が不足していたり、その価値やこれを活用したビジネスモデルの成長可能性が十分にアピールできていないという問題点があ

ります。この点、すでに、2021年6月のコーポレートガバナンス・コードの改訂に反映され、2022年1月には知的財産戦略本部により「[知財・無形資産ガバナンスガイドライン](#)」が公表されています。これらの動きを推し進めていくという施策です。

(3) 標準の戦略的活用の推進

・ 官民一丸となった重点的な標準活用推進等

特に、科学技術・イノベーション、クリーンエネルギー、デジタル等の重要分野において、本国技術が国際標準となることを目指して、戦略を策定し、化学技術・イノベーションの社会実装を推進、強化しようとする施策です。

(4) デジタル社会の実現に向けたデータ流通・利活用環境の整備

・ データ取扱いルール実装の推進等

政府として2019年に「[AI・データの利用に関する契約ガイドライン](#)」、2022年3月に「[プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス](#)」を公表していますが、これらのルールを浸透させるとともに、柔軟に見直すことを提言しています。また、研究データの利活用促進についてのルール作りを進めていくこととされています。

(5) デジタル時代のコンテンツ戦略

・ Web3.0時代等を見据えたコンテンツ戦略

・ デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革等

デジタル・ネットワーク化に応じ、メタバース、ブロックチェーン、NFTの活用という新しい技術を踏まえたコンテンツの創出に向けた政策や、デジタル時代において、個人が安心して創作でき、かつ、クリエイターへの対価還元を拡大

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

できるような、分野を横断する一元的な権利処理を行う窓口を設けるなどを目指しています。

(6) 中小企業／地方(地域)／農林水産業分野の知財活用強化

・ 中小企業の知財取引の適正化 等

中小企業や地方に加えて、農林水産業分野の知財活用の強化がうたわれています。

(7) 知財活用を支える制度・運用・人材基盤の強化

(8) アフターコロナを見据えたクールジャパンの再起動

クールジャパン戦略を、サステナブルの視点で磨きあげ、コミュニティの形成による体験・感動の共有を重視し、アニメ、音楽、アート、食、ITなど各分野の関係者が互いに連携し、相互に強化していくことを目指しています。

3 スタートアップ・大学の知財エコシステムの強化

1つ目にあげられた重点施策を詳しく見ていきたいと思いません。

(1) スタートアップが知財対価として株式・新株予約権を活用しやすい環境整備

国立大学等が株式・新株予約権を対価としてその知財を移転すること、安価・無償で移転することは、以前と異なり現在では禁じられているわけではありません。しかし、これらは例外的なものとして、国立大学等が将来的に多額の対価を手にするのを可能にする、スタートアップの株式・新株予約権を知財の対価として得ることが広く行われている状況ではありません。また、日本の実務ではVCの出資の希釈化防止のために技術移転のための株式・新株予約権の発行枠が米国と比べ低く制限される傾向があるとされています。これらの状況を変革する施策が講じられることとなります。本計画でのイメージを末尾に添付します。

(2) 大学における事業化を見据えた権利化の支援

大学等での特許について外国出願がされないことや、必要

な範囲をカバーしない出願がなされていることがあり、そのために事業化ができない状況が生じています。TLOが大学における知財マネジメントを担っていますが、その機能性についてはばらつきがあります。これらを改善していくことによって事業化できる権利化を促進する施策がとられます。

(3) 大学等における共同研究成果の活用促進

日本においては米国などと比べ、大学等の成果が企業との共有になっていることが多いという事実があります。また、大学保有特許の多くが利用されておらず、その原因として企業との共有特許となっているためその企業が他者へのライセンスを許諾しないことが通常であることが挙げられています。

これらの実務を変える流れを作っていくための施策がとられます。

(4) 知財の見える化を起点としたマッチング・エコシステムの構築

大企業や大学に死蔵されている知財、ライセンスを望んでいる知財の見える化し、スタートアップによる利用促進を図ることを目指しています。

(5) スタートアップの知財戦略の支援サービスのエコシステム化

特に、ディープテックやバイオメディカル分野などにおけるスタートアップにとって、権利化などを行う「知財の実装」よりも、「知財戦略」がビジネスの成否を分ける鍵であることから、知財戦略を担う人材を育成しようというものです。

(6) 大企業による経営アセットのスタートアップへの提供促進等

大企業が有する豊富な知財、人材、資産をスタートアップへ提供し、支援を行うことを促進するために、種々の情報を発信していくこととしています。

(7) 大企業による不公正な取引の是正

大企業とスタートアップとの関係では不公正な取引方法となる関係が散見されることからそうならないような啓蒙活動

[次ページへ続く](#) ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによって提供されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

や、これらを是正するための調査などが行われることとなります。

(8)「大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)」の策定と大学への浸透等

(1)(2)(3)の施策を推進するために、「大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)」が策定されます。内容としては次のようなものが考えられています。

Aスタートアップへの知財移転に係る対価取得の在り方

- ・ 株式・新株予約権の積極活用
- ・ 技術移転の対価としての新株予約権の発行枠の考え方(人材獲得のための発行枠(10-15%)と区別し、個々の知財の価値評価を通じて個別に決定)

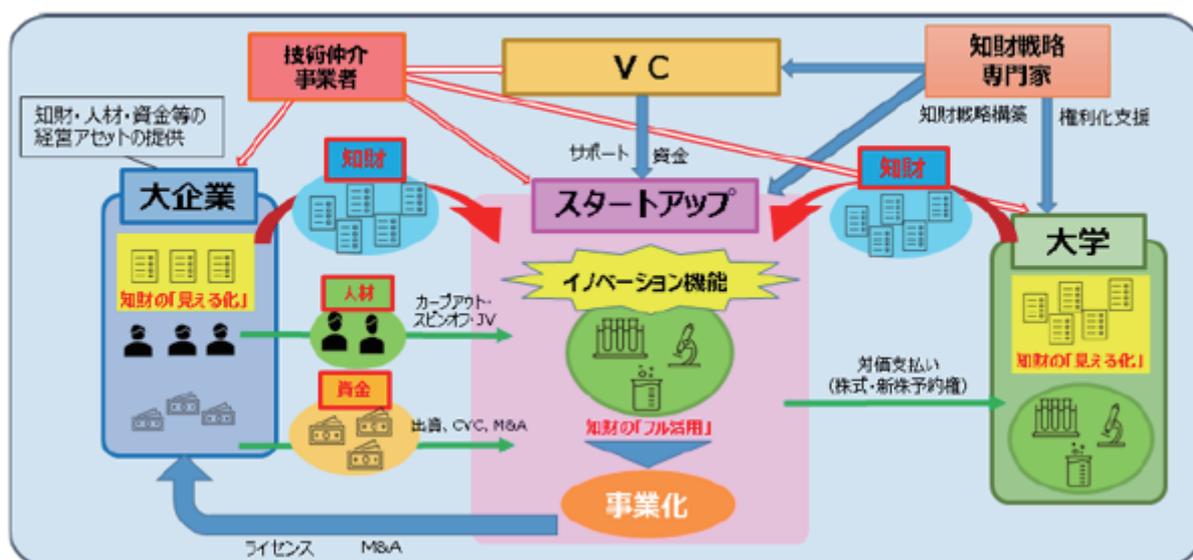
B事業化を見据えた権利取得

- ・ 事業化主体との連携プロセス(例:優先権主張を伴う出願から一定期間以内に事業化主体と連携など)

C共同研究成果の取扱い

- ・ 共同研究成果については単願が望ましいが、共有特許とする場合には、共有相手方が一定期間不実施の場合に大学側の判断で第三者へのライセンスを可能とするルール

▼スタートアップをめぐる知財エコシステムのイメージ



← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみによってお任せいただき、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

審決取消

出願当時の技術常識や周知技術を踏まえ容易想到性判断に誤りがあるとして審決が取り消された事例

岩崎 翔太
PROFILEはこちら

知財高裁(2部)令和4年5月11日判決(令和3年(行ケ)第10080号)裁判所ウェブサイト〔図柄表示媒体事件〕

裁判例はこちら

本件は、発明の名称を「図柄表示媒体」とする本件発明(特許第6440319号の請求項1)についての特許無効審判請求を不成立とした審決(本件審決)に対する取消訴訟です。

本件審決は、本件発明は公然実施をされた発明に該当せず、また、引用発明(甲4発明)及び周知技術によっても当事者が容易に発明をすることができたとはいえないと判断した(無効不成立)のに対し、知財高裁は、引用発明の内容及びそれに伴う一致点・相違点について、異なる認定判断を行い、結論として、引用発明等により容易に発明をすることができた(進歩性を欠く)として本件審決を取り消しました(無効成立)。

本稿では、本件審決と知財高裁とで判断が分かれた進歩性に関する判断についてご紹介します。

1 本件発明の内容

(1)特許請求の範囲(下線は筆者によります。以下同様。)

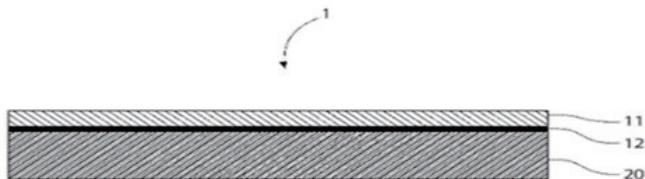
入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材と、

前記再帰反射材の表面に印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層と、

を備えることを特徴とする図柄表示媒体。

(2)明細書における実施例

「図柄表示媒体1は、上側(表側)から順に積層された、透過光の光量を減少させる減光シート11と、図柄である印刷層12と、黒色の再帰反射シート20とを備えている【0011】。」



(3)本件発明の概要

知財高裁は、本件発明の概要について以下のとおり認定しました(本件審決においても同様の判断がなされています。)

「本件発明は、普段は視認できない図柄等を所定の条件下において視認することのできる図柄表示媒体に関するものである。従来から、…所定の条件下で図柄が視認できるように構成された表示媒体が提供されていたところ、…使用の際に装置が大掛かりになってしまうという課題があった。かかる課題を解決…することを目的として、本件発明は、入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材及びその表面に印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層を備えるようにしたものである。これにより、本件発明は、通常の照明下では図柄等を視認できないが、カメラのフラッシュライトや指向性の高い懐中電灯等の相対的に強い光源で照らすだけで光源方向からフルカラーの図柄等を視認することができ、簡素な構成により使用することができるとの効果を奏する。」

2 引用発明(甲4発明)の認定の誤り(取消事由1-1)

本件審決は、①甲4(製品カタログ)に「Reflective Pressure-Sensitive Film」と記載されていることや製品写真などからすれば、甲4発明は「黒色の再帰反射フィルム」であって、また、②甲4の「従来の印刷手法に加え、溶剤及びUVインクジェットに対応しています」との記載は、甲4の黒色の再帰反射フィルムに溶剤インクジェット印刷を施すことが可能であることを意味することなどを理由として、甲4に「溶剤インクジェット印刷を施すことにより印刷層を形成することができる黒色の再帰反射フィルム」が記載されていると認定しました。もっとも、本件審決は、甲4発明はトラック等の車両に貼付されるステッカー等に用いられるものであるところ、当該用途のためには非透光性

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の印刷層を設けるのが適しているとして、甲4の再帰反射材に「透光性の印刷層を形成することができる」という点までは認定せず、甲4発明を上記下線部のとおり認定するにとどめました。

これに対して、知財高裁は、溶剤インクジェットの意義等について検討し、以下のとおり、甲4に「溶剤インクジェット印刷を施すことにより透光性の印刷層を形成する…再帰反射フィルム」が記載されていると認定しました。

- ▶ 「印刷層の形成に関し、甲4には「従来の印刷手法に加え、溶剤及びUVインクジェットに対応しています」との記載があるのみであり、溶剤インクジェット印刷が非透光性のインクを用いたものに限られるとの記載はない。」
- ▶ 甲18～21(書籍や特許公報)を踏まえれば、「本件出願日当時、溶剤インクジェット印刷においては、透光性(透明性)を有するCMYのインクが広く用いられていたものと認められるから、仮に、本件出願日当時、溶剤インクジェット印刷において非透光性のインクが用いられることがあったとしても、溶剤インクジェット印刷に対応しており、かつ、前記のとおり、溶剤インクジェット印刷が非透光性のインクを用いたものに限られるとの記載も示唆もみられない甲4の記載に接した当業者は、甲4は透光性を有するインクを用いた溶剤インクジェット印刷に対応しているものと容易に理解したといえる。」

3 一致点及び相違点の認定の誤り(取消事由1-2)

知財高裁は、甲4発明の認定判断を踏まえ、本件発明と甲4発明の一致点及び相違点を以下のとおり認定しました。

(一致点1')

「入射光をそのまま光源方向へ再帰反射する黒色の再帰反射材を備え、前記再帰反射材の表面に印刷により形成された透光性の印刷層を備えることができる表示媒体」

(相違点1')

印刷層に関し、本件発明が「印刷により形成された図柄からなる透光性の印刷層」を備えるのに対し、甲4発明は、透光性の印刷層を備えることはできるものの、図柄の印刷を実際に施して「図柄からなる透光性の印刷層」を形成していない点

4 相違点についての判断の誤り(取消事由1-3)

知財高裁は、相違点1'について、以下のとおり判示し、結論として、容易想到性が認められると判断しました。

- ▶ 甲63、65、66(黒色再帰反射材に透光性の印刷を施した使用例(電子掲示板・フェイスブック等への投稿))を踏まえれば、「黒色の再帰反射フィルムに文字、図柄等からなる印刷層を形成することは、本件出願日当時の周知技術であったと認められる。」
- ▶ フィルムに文字や図柄が印刷されたステッカーが消防自動車に貼付された様子を撮影した写真が甲4に掲載されていることから、「甲4発明自体が図柄からなる印刷層を形成することを想定していることも考慮すると、本件出願日当時の当業者は、甲4発明及び上記周知技術に基づいて、甲4発明に図柄からなる印刷層を形成するとの構成に容易に想到し得たものと認めるのが相当である。」

本件では、本件審決が「トラック等の車両に貼付されるステッカー等のためには非透光性の印刷層を設けるのが適している」との事情を重視し進歩性が認められると判断したのに対し、知財高裁は、かかる事情をそこまで重視せず、また、黒色再帰反射材に透光性の印刷を施した使用例等(甲63～66)を踏まえ、進歩性を欠くと判断しました。黒色再帰反射材に透光性の印刷を施した使用例(甲63～66)は、知財高裁における審理で追加された証拠ですが、このような追加的な証拠が周知技術の認定に影響を与えたものと考えられます。

本件は事例判断ですが、進歩性の判断の一例として実務上も参考になり得ることから紹介した次第です。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスを御受け頂ければと存じます。

商標

役務の質のみを表示する商標該当性

手代木 啓
PROFILEはこちら

知財高裁(1部)令和4年5月19日判決(令和3年(行ケ)第10100号)裁判所ウェブサイト〔Scrum Master事件〕

裁判例はこちら

1 事案の概要

本件の経緯としては、まず、Xらが、紙・事務用品等に関する第16類、広告業等に関する第35類及び教育サービス等に関する第41類に分類される多数の商品及び役務を指定商品及び指定役務とする、「Scrum Master」という標準文字からなる登録商標(「本件商標」)について、商標登録無効審判を請求したところ、特許庁は、一部の指定商品及び指定役務についての登録のみを商標法3条1項3号に該当することを理由に無効とし、その余の指定商標品及び指定役務についての審判請求は成り立たないとの審決(「本件審決」)をしました。商標法3条1項3号は、商品の産地、販売地、品質や、役務の提供の場所、質等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は商標登録を受けることができない旨を規定した条文になります。

これに対して、Xらは、本件審決においてその登録が無効と判断されなかった指定商品及び指定役務のうち、第41類の教育訓練、研修会及びセミナー等に関する役務(「本件指定役務」)との関係において本件商標は商標法3条1項3号に該当して無効であるから、本件審決の判断には誤りがあると主張して、本件審決のうち本件指定役務に係る部分の取消しを求めました。

2 本件審決の理由

特許庁が、本件指定役務との関係において本件商標が商標法3条1項3号に該当しないと判断した理由は、以下のとおりです。すなわち、本件商標の登録査定時に「Scrum Master」が、コンピュータ、IT関連の分野において、アジャイルソフトウェア開発手法¹の一つである「Scrum」における役割の一つを表すものとして理解、認識されていたものの、「Scrum Master」に特化し

た研修やセミナー等に関する証拠(その具体的な内容や、セミナー等の開催規模や開催頻度に関する証拠)は限定的であり、「Scrum Master」の認定制度の有資格者数もそれほど多くはないという事実から、特許庁は、本件商標が、本件指定役務である第41類の教育訓練、研修会及びセミナー等に関する役務との関係においては、「Scrum Master」を内容とする役務であることを理解させるものとはいえないと判断しました。

3 知財高裁の判断

以上の特許庁の判断に対し、知財高裁は、結論として本件商標が本件指定役務との関係で商標法3条1項3号に該当するとして、当該部分に係る本件審決を取り消す旨の判決(「本判決」)をしました。

まず、知財高裁は、本件商標の商標法3条1項3号該当性を判断するにあたり、以下のように一般的な規範を定立しています。

「商標法3条1項3号が、『その役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途、態様、提供の方法若しくは時期その他の特徴、数量若しくは価格を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標』について商標登録の要件を欠くと規定しているのは、このような商標は、指定役務との関係で、その役務の提供の場所、質、提供の用に供する物、効能、用途その他の特性を表示記述する標章であって、取引に際し必要適切な表示として何人もその使用を欲するものであるから、特定人によるその独占使用を認めるのは公益上適当でないとともに、一般的に使用される標章であって、多くの場合自他役務の識別力を欠くものであることによるものと解される。

そうすると、商標が、指定役務について役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標であるというた

¹ アジャイルソフトウェア開発手法とは、システム開発を小さな単位に分け、実装とテストを繰り返しながらプロジェクトを進める手法をいいます。

次ページへ続く ➤

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターにのみ依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

めには、商標が指定役務との関係で役務の質を表示記述するものとして取引に際し必要適切な表示であり、当該商標が当該指定役務に使用された場合に、取引者、需要者によって、将来を含め、役務の質を表示したのものとして一般に認識されるものであれば足りるものであって、必ずしも当該商標が現実に当該指定役務に使用されていることを要しないと解される。」

その上で、知財高裁は、「Scrum」がコンピュータ、IT関連の分野において、アジャイルソフトウェア開発の手法の一つを表すものとして認識されていること、及び「Master」の語が一般に「修得すること。熟達すること。」等の意味を有することから、「Scrum Master」の語は、アジャイルソフトウェア開発手法 一つである「Scrum」を修得した者、「Scrum」に熟達した者などの観念を生ぜしめると認定しました。そして、このような事実から、本件商標が本件指定役務に含まれる「教育訓練、研修会及びセミナー等」に使用された場合には、取引者、需要者は、当該教育訓練等がアジャイルソフトウェア開発の手法の一つである「Scrum」を修得することや、「Scrum」における特定の役割に関する教育訓練等であることを示したものと理解するものといえどし、本件商標は、かかる役務の質(内容)を表示したのものとして一般に認識されることから、商標法3条1項3号に該当すると判断しています。

4 まとめ

以上のとおり、知財高裁は、本件商標が本件役務との関係においても登録無効とされるべきものであると判断して、本件審決の一部を取り消しました。

本判決は、商標法3条1項3号該当性について一般的な規範を示したうえで、同号に該当するというためには必ずしも当該商標が現実に指定商品又は指定役務に使用されていることを要しないと判断しており、当該商標の使用実績の程度や周知性の有無は問題とならないとした点において特許庁の判断と異にしており、今後の実務の参考になると解されますので、本稿において紹介させていただいた次第です。

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

著作権

住宅地図の著作物性



古庄 俊哉
PROFILEはこちら

東京地裁(29部)令和4年5月27日判決(令和元年(ワ)第26366号)裁判所ウェブサイト〔ゼンリン住宅地図事件〕

裁判例はこちら

本件は、「ゼンリン住宅地図」を作成、販売する原告Xが、広告物の各家庭ポストへの投函、住宅購入相談等を業とする被告会社Y1及びその代表取締役Y2に対し、Xの作成及び販売に係る住宅地図(X地図)を複製し、これを切り貼りするなどしてポスティング業務を行うための地図を作成し、同地図を更に複製したり、譲渡又は貸与により公衆に提供したり、同地図の画像データをY1が管理運営するウェブサイト(Y1ウェブサイト)内のウェブページ上に掲載したりすることによって、上記住宅地図に係るXの著作権(複製権、譲渡権、貸与権及び公衆送信権)を侵害したと主張して、Y1に対し侵害行為の差止、Y1及びY2に対しY1らの侵害行為により被った損害(3000万円)の賠償を請求した事案です。

裁判所は、X地図は、「地図の著作物」(著作権法10条1項6号)であると認め、Xの請求を認容しました。

本件の争点は多岐にわたりますが、本稿では、著作物性に関する裁判所の判断についてご紹介します。

まず、裁判所は、地図の著作物性について、「一般に、地図は、地形や土地の利用状況等の地球上の現象を所定の記号によって、客観的に表現するものであるから、個性的表現の余地が少なく、文学、音楽、造形美術上の著作に比して、著作権による保護を受ける範囲が狭いのが通例である。しかし、地図において記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験等が重要な役割を果たし得るものであるから、なおそこに創作性が表れ得るものといえる。そこで、地図の著作物性は、記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法を総合して判断すべきである。」との規範を示しました。

そして、裁判所は、住宅地図をデジタルデータ化するための改訂作業(本件改訂¹)により発行されたX地図の改訂の経緯やX地図が備えている特徴を認定したうえで、本件改訂により発行されたX地図は、都市計画図等を基にしつつ、Xがそれまでに作成していた住宅地図における情報を記載し、調査員が現地を訪れて家形枠の形状等を調査して得た情報を書き加えるなどし、住宅地図として完成させたものであり、目的の地図を容易に検索することができる工夫がされ、イラストを用いることにより、施設がわかりやすく表示されたり、道路等の名称や建物の居住者名、住居表示等が記載されたり、建物等を真上から見たときの形を表す枠線である家形枠が記載されたりするなど、長年にわたり、住宅地図を作成販売してきたXにおいて、住宅地図に必要と考える情報を取捨選択し、より見やすいと考える方法により表示したものであるといえることができると判断しました。結論として、本件改訂により発行されたX地図は、作成者の思想又は感情が創作的に表現されたもの(著作権法2条1項)と評価することができ、「地図の著作物」であると判示されています。

地図は地理上の事象を図面に書き込んだものであり、客観的な正確性を期せば期すほど類似した表現にならざるを得ないものの、素材の取捨選択や表示方法に関して创作者の個性を発揮する余地があることから、著作物性として保護されると理解されています²。

本件ではX地図の著作物性が認められていますが、地図の著作物性が一律に肯定されるというわけではなく、また、著作物性が認められる場合の具体的な保護範囲も個別の事情により異なり得ることに留意が必要かと思えます。

¹ Xは、昭和27年頃から、住宅地図を作成販売するようになり、昭和55年に、日本全国を網羅する住宅地図を完成させ、平成6年頃から、地域ごとに順次、住宅地図をデジタルデータ化するための改訂作業(本件改訂)を開始したという事実が認定されています。

² 中山信弘「著作権法」(第3版)113頁、島並良他「著作権法入門」(第3版)53頁など。

← 目次へ戻る

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



執筆情報のご案内

「The Intellectual Property and Antitrust Review 7th Edition Japan Part」

Introduction

- Year in review
- Licensing and antitrust
- Standard-essential patents
- Intellectual property and mergers
- Other abuses
- Outlook and conclusions

著者 重富 貴光 古庄 俊哉 廣瀬 崇史

書籍名 The Intellectual Property and Antitrust
Review 7th Edition

出版社 Law Business Research Ltd

[The Intellectual Property and Antitrust Review 7th Edition Japan Partはこちらからご覧いただけます。](#)

[関連サイトはこちらからご覧いただけます。](#)

[← 目次へ戻る](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。